

身体的拘束適正化のための指針

1 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方について

関係法令に定められている「サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に図り、「拘束をしない介護」を目的とする。

2 施設内で発生した身体的拘束の報告方法等及び身体的拘束発生時の対応及び対策について

当施設の「身体拘束マニュアル」によって適切な対応及び対策を行う。

身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する（鍵の掛かる部屋に閉じこめる）。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、できる限り事前に利用者（利用者が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得ておくべきである。もし事前の了解が得られない場合には、できる限り速やかに了解を得るようにする。ただし、利用者又はその家族の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束等を行うことが許されるわけではない。身体的拘束等は、可能な限り身体的拘束等を行わないための努力をし、それでも他に手段がないと考えられる場合のみにしなければならない。

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぐ。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をする。

- (5) 事前もしくは事後すみやかに、施設長・介護・看護・介護支援専門員・生活相談員等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成する。
- (6) 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。

3 委員会について

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、次のことを検討する。

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し。
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする。
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 教育研修の企画・実施。
- (5) 日常的ケアを見直し、入所者が人間として尊重されたケアが行われているか検討する。

4 職員研修について

身体的拘束適正化のための研修会を年に2回開催する。

新規採用時には、研修を行う。

5 担当者について

専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者として、担当者を置く。

6 入所者等に対する当該指針の閲覧について

掲示板に掲示する。

7 その他身体的拘束適正化の推進の考え方について

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等無くしていくよう取り組む必要がある。

- マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

平成31年4月1日 作成

令和2年3月2日 改訂